

お知らせ

八千代都市計画公園事業九・六・一号八千代広域公園について、平成八年二月五日都市計画法による事業認可の告示があり、都市計画法第七〇条第一項の規定により、この日が土地収用法のみなし事業認定日となり、都市計画法及び土地収用法に定められた効果が発生しました。

つきましては、土地収用法第二十八条の二の規定により、土地所有者及び関係人の皆様に次の事項についてお知らせします。

1 事業地

千葉県八千代市村上字持田、字菊花、字寺内、字浅間下、字宝喜作下、字宮ノ下、字宮内下、字内出前、字堂ノ後、字向地及び字干場、萱田字牛喰、字牛喰下、字志津根、字前田、字城橋、字菅地下、字権現下、字根田下、字中台下、字向地及び字辺田下、萱田町字上ノ台、字中島、字北海道、字大町、字舟着、字根田及び字中台下、米本字城橋並びに下市場二丁目の各一部の区域

なお、事業地の範囲及び位置を表示する図面は八千代市役所で縦覧に供されています。

2 みなし事業認定日（一年ごとに更新されます。）で土地の価格が固定されます。

3 土地所有者及び関係人（土地に関する所有権以外の権利を持つている者、建物等の所有者、借家人など）は、それぞれ権利に応じた補償金を受けることができます。

4 事業認可の告示日以降に新たな権利を取得した方は、損失の補償を受けられないことがあります。

5 事業認可の告示日以降において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大改修し、又は、物件を付加増置したときは、あらかじめ千葉県知事の承認を得ていなければこれに関する損失の補償を請求することができません。

6 土地所有者及び関係人からも裁決申請を請求することができます。

7 土地所有者及び関係人（質権、抵当権者を除く）は、裁決申請と併せて補償金の支払を請求することができます。

8 土地所有者及び関係人からも明渡裁決の申立てをすることができます。

起業者 千葉県

千葉市中央区出州港十一番一号

電話 ○四三（二四二）六一〇二二